

# 平成25年司法試験予備試験 口述試験に関するアンケート集計結果

実施期間 2013.10.27～2013.12.15、総回答数 42通

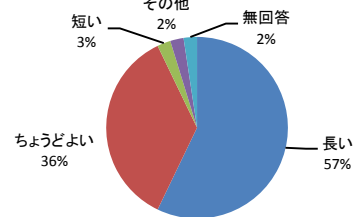
## 1 日程について

### (1) 論文式試験から口述試験までの期間について

|        |    |
|--------|----|
| 長い     | 24 |
| ちょうどよい | 15 |
| 短い     | 1  |
| その他    | 1  |
| 無回答    | 1  |

(その他)  
論文で落ちたと思っていたので、意識していませんでした。

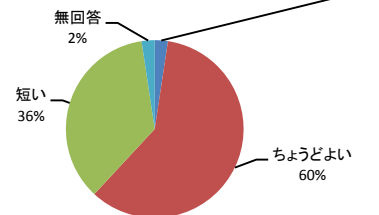
論文式試験から口述試験までの期間について



### (2) 論文式試験合格発表から口述試験までの期間について

|        |    |
|--------|----|
| 長い     | 1  |
| ちょうどよい | 25 |
| 短い     | 15 |
| その他    | 0  |
| 無回答    | 1  |

論文式試験合格発表から口述試験までの期間について



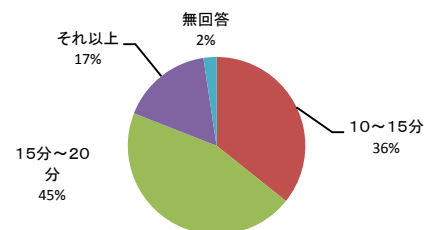
## 2 試験時間について

### (3) 試験時間はどの程度でしたか

#### ア 法律実務基礎科目(民事)

|           |    |
|-----------|----|
| 5～10分     | 0  |
| 10～15分    | 15 |
| 15分～20分   | 19 |
| それ以上(約 分) | 7  |
| 無回答       | 1  |
| (それ以上)    |    |
| 25分       | 5  |
| 25～30分    | 1  |
| 30分       | 1  |

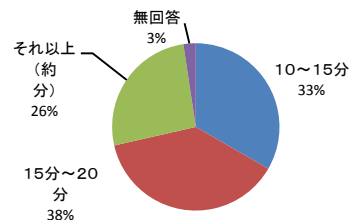
試験時間はどの程度でしたか  
法律実務基礎科目(民事)



#### イ 法律実務基礎科目(刑事)

|           |    |
|-----------|----|
| 5～10分     | 0  |
| 10～15分    | 14 |
| 15分～20分   | 16 |
| それ以上(約 分) | 11 |
| 無回答       | 1  |
| (それ以上)    |    |
| 23分       | 1  |
| 25分       | 6  |
| 30分       | 3  |
| 32分       | 1  |

試験時間はどの程度でしたか  
法律実務基礎科目(刑事)



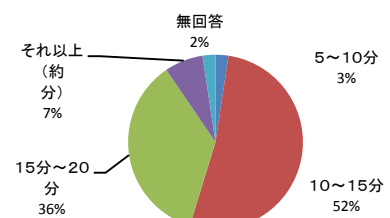
### (4) 試験時間の内訳を教えてください(感覚的なもので構いません)

#### ア 法律実務基礎科目(民事)

##### (ア) 民事訴訟実務

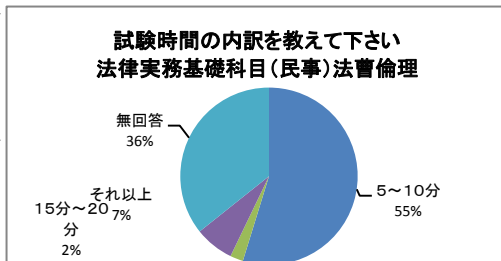
|           |    |
|-----------|----|
| 5～10分     | 1  |
| 10～15分    | 22 |
| 15分～20分   | 15 |
| それ以上(約 分) | 3  |
| 無回答       | 1  |
| (それ以上)    |    |
| 25分       | 3  |

試験時間の内訳を教えてください  
法律実務基礎科目(民事)民事訴訟実務



(イ) 法曹倫理

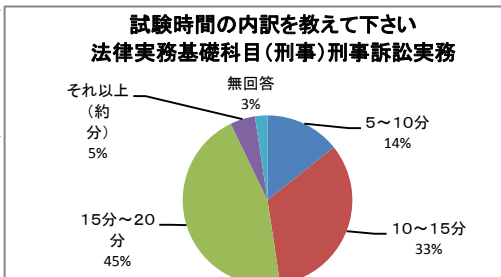
|            |    |
|------------|----|
| 5～10分      | 23 |
| 10～15分     | 0  |
| 15分～20分    | 1  |
| それ以上(約 分)  | 3  |
| 無回答        | 15 |
| (それ以上)     |    |
| 1問のみ(30秒位) | 1  |
| なし         | 1  |
| 出題なし       | 1  |



イ 法律実務基礎科目(刑事)

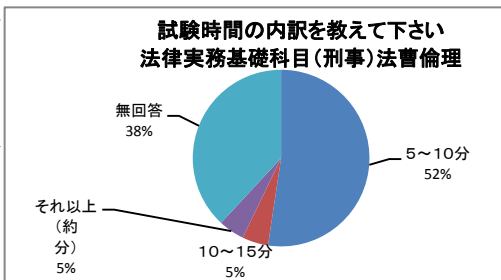
(ア) 刑事訴訟実務

|           |    |
|-----------|----|
| 5～10分     | 6  |
| 10～15分    | 14 |
| 15分～20分   | 19 |
| それ以上(約 分) | 2  |
| 無回答       | 1  |
| (それ以上)    |    |
| 25分       | 1  |
| 30分       | 1  |



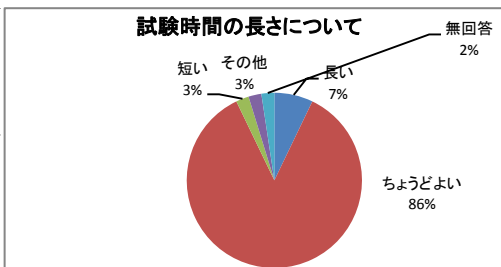
(イ) 法曹倫理

|           |    |
|-----------|----|
| 5～10分     | 22 |
| 10～15分    | 2  |
| 15分～20分   | 0  |
| それ以上(約 分) | 2  |
| 無回答       | 16 |
| (それ以上)    |    |
| なし        |    |
| 出題なし      |    |



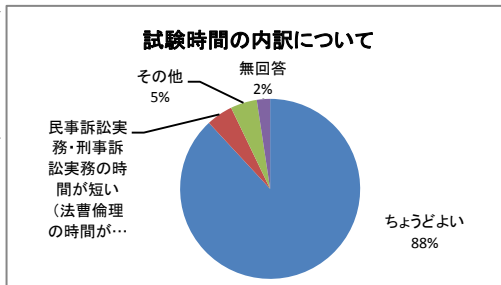
(5) 試験時間の長さについて

|           |    |
|-----------|----|
| 長い        | 3  |
| ちょうどよい    | 36 |
| 短い        | 1  |
| その他( )    | 1  |
| 無回答       | 1  |
| (その他)     |    |
| 民事短く、刑事長い |    |



(6) 試験時間の内訳について

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 民事訴訟実務・刑事訴訟実務の時間が長い(法曹倫理の時間が短い) | 0  |
| ちょうどよい                          | 37 |
| 民事訴訟実務・刑事訴訟実務の時間が短い(法曹倫理の時間が長い) | 2  |
| その他                             | 2  |
| 無回答                             | 1  |
| (その他)                           |    |
| 実務というより、論文の論点だった                |    |
| 実体法知識を偏重し過ぎている。「実務」からやや遠い。      |    |



### 3 試験形式について

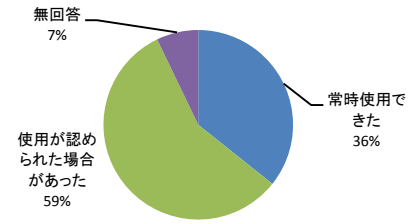
#### (7) 六法等の使用の可否について

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 常時使用できた               | 15 |
| 全く使用できなかった            | 0  |
| 使用が認められた場合があった【具体的には】 | 24 |
| 無回答                   | 3  |

(使用が認められた場合があった【具体的には】)

|  |
|--|
| 民法   |
| 領置の条文を引きたい旨を申し出たら、条数を聞かれた上で許可された。  |
| 条文をこたえと引いて答えるように言われた   |
| 領置の条文参照、職務規程の参照、いずれも主査からの指示で参照要件の文言を忘れたとき                                |
| 六法を参照して下さいと伝えられた。  |
| 条文の中身の答弁が不正確と見られ、確認を求められた。   |
| 見ていいかと聞いたら、すべて許可がもたらえた。  |
| 職務倫理規程については、聞く前に向こうから、見てもよいですとの指示があった。それ以外では六法等を使用してい良いかたずねなかったためわかりません。 |
| 何条かの問いに答する解答があいまいだったとき。  |
| 民事訴訟法161条2項、弁護士職務基本規程11条、弁護士法72条   |
| 回答に行き詰った場合。  |
| 民事で1回だけ何条か聞かれたとき。  |
| 根拠条文を質問された場合。  |
| 何条か問われた時に参照してもよいかと聞いた。   |
| 条文番号を聞かれたが、六法を使用せずに答えることができなかった場合  |
| 引受承継(民訴50条   |
| 民訴の訴訟引受けの条文を探す場合。  |
| 民事の場合  |
| 民事は認められたが刑事は認められなかった。  |
| 事後強盗罪の「目的」を列挙するとき。   |
| 基本的に自分から使用を申し出なかったが、二重の推定について副査から再度説明を求められた時                             |

六法等の使用の可否について

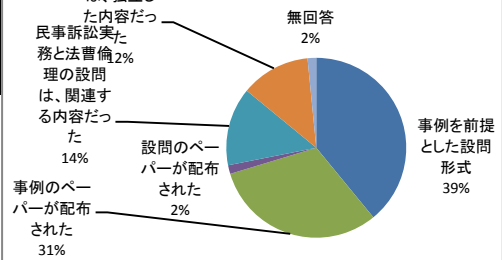


#### (8) 出題形式について(複数回答可)

##### ア 法律実務基礎科目(民事)

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 事例を前提とした設問形式              | 25 |
| 事例を前提としない設問形式             | 0  |
| 事例のペーパーが配布された             | 20 |
| 設問のペーパーが配布された             | 1  |
| 民事訴訟実務と法曹倫理の設問は、関連する内容だった | 9  |
| 民事訴訟実務と法曹倫理の設問は、独立した内容だった | 8  |
| 無回答                       | 1  |

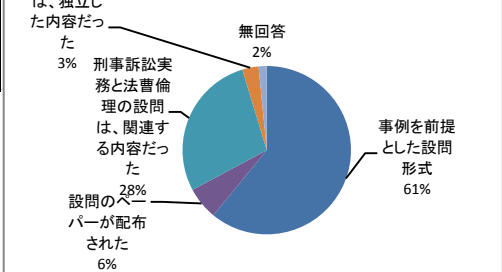
出題形式について(複数回答可)  
法律実務基礎科目(民事)



##### イ 法律実務基礎科目(刑事)

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 事例を前提とした設問形式              | 39 |
| 事例を前提としない設問形式             | 0  |
| 事例のペーパーが配布された             | 0  |
| 設問のペーパーが配布された             | 4  |
| 刑事訴訟実務と法曹倫理の設問は、関連する内容だった | 18 |
| 刑事訴訟実務と法曹倫理の設問は、独立した内容だった | 2  |
| 無回答                       | 1  |

出題形式について(複数回答可)  
法律実務基礎科目(刑事)



(9) 試験形式についてご意見をお聞かせ下さい

口述形式の試験は実施するのが大変だと思いますが、一流の法律家と話ができて法律の把握の仕方について示唆が得られるので、是非なくさないでほしいです。

民事においては事例が示されたパネルが用意され、刑事においては用意されなかったが、刑事でもパネルがある方が答えやすくて良いと思う。

従来からの方式で形式自体はこれでよいと思う

形式は、従来の口述と同じだと思うので、耐えなくてはいけないのかなと思います。出題範囲の広さに対しての時間が短い点は、ヤマが当たった人とそうでない人の差を生みやすいので、問題だと思います。

事例のペーパーはある程度詳しいものにして欲しい。

緊張感のある現状のままが良い。

特になし。

刑事でも文書(又は図)で事案を示してほしい。

民事は事例の事情が多かったのも、ペーパーが必要ですのでその点はよかったです。

事例のペーパーがあった方が理解しやすく、沈黙を防げる。

条文参照は最小限でいいと思う。

良い

民事刑事実務といえながら、刑法、民法の問題が中心であった。明らかに科目名と実態のズレがあった。直前まで全力で準備する学生にはつらい打ちである。

民事(2日目)の事例のペーパーの情報量が例年と比べてかなり多かったです。

受験番号等、個人を特定できない形で行うのは公平でいいと思います。

良いと思う。

非常に緊張して、簡単な質問でもうまく答えられない場合が多かったです。最初は雑談から入るなどの工夫があれば良いかもしれません。特に不満はない。

4 試験内容について

(10) 科目についての貴方のご意見として、以下に当てはまるものがあればお聞かせ下さい(複数回答可)

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 公法系科目についても行うべき(理由)    | 1  |
| 実体法科目と訴訟法科目を分けるべき(理由) | 3  |
| 法曹倫理科目を除外すべき(理由)      | 3  |
| その他( )                | 11 |
| 無回答                   | 24 |

(公法系科目についても行うべき)

実務家として必要なので。

(実体法科目と訴訟法科目を分けるべき)

実体法科目と訴訟法科目を分けるべき(理由:(刑事科目で手続きが一切聞かれなかったため)

「実務基礎科目」と言いながら今回の刑事のような出題をするのはさすがに不意打ちすぎる。

範囲が広すぎる

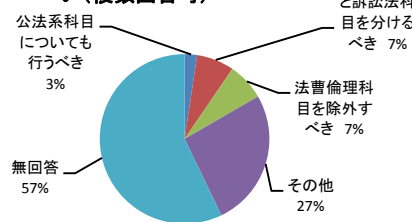
(法曹倫理科目を除外すべき)

明確な解というものがないのが残念がたいため。

試験するものではないと思う。

配点が不明なこともあって、どの程度まで勉強しなければならないかという目安のようなものがなく、対策しづらい。

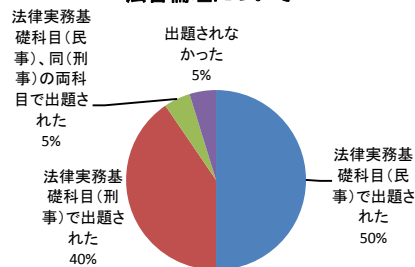
科目についての貴方のご意見として、以下に当てはまるものがあればお聞かせ下さい(複数回答可)



(11) 法曹倫理について

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 法律実務基礎科目(民事)で出題された           | 21 |
| 法律実務基礎科目(刑事)で出題された           | 17 |
| 法律実務基礎科目(民事)、同(刑事)の両科目で出題された | 2  |
| 出題されなかった                     | 2  |

法曹倫理について



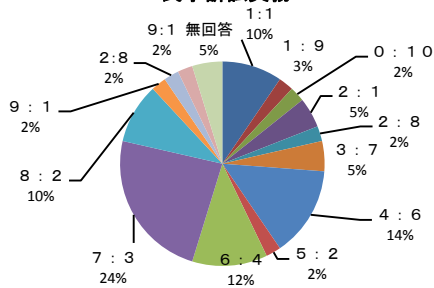
(12) 求められた知識の割合について

ア 民事訴訟実務

実体法の知識: 訴訟法の知識 = 約( : )

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 1:1 もしくは 5:5              | 4  |
| 1:9                       | 1  |
| 0:10                      | 1  |
| 2:1                       | 2  |
| 2:8                       | 1  |
| 3:7                       | 2  |
| 4:6                       | 6  |
| 5:2                       | 1  |
| 6:4                       | 5  |
| 7:3                       | 10 |
| 8:2                       | 4  |
| 9:1                       | 1  |
| 2:8 (要件事実を訴訟法の知識とするのであれば) | 1  |
| 9(要件事実を含む):1              | 1  |
| 無回答                       | 2  |

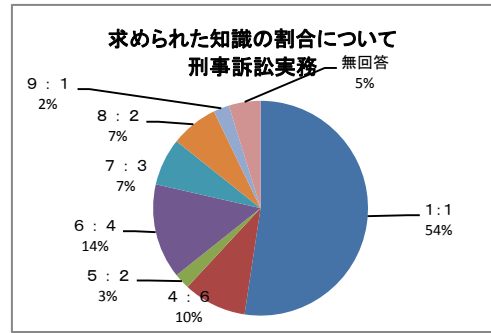
求められた知識の割合について  
民事訴訟実務



イ 刑事訴訟実務

実体法の知識:訴訟法の知識=約( : )

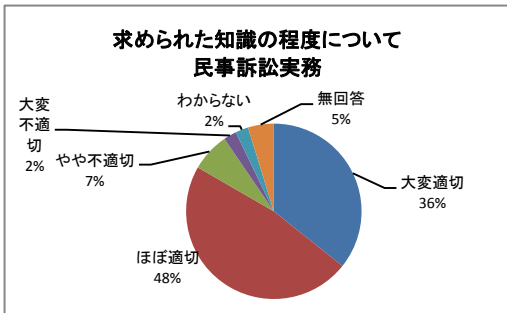
|              |    |
|--------------|----|
| 1:1 もしくは 5:5 | 22 |
| 4:6          | 4  |
| 5:2          | 1  |
| 6:4          | 6  |
| 7:3          | 3  |
| 8:2          | 3  |
| 9:1          | 1  |
| 無回答          | 2  |



(13) 求められた知識の程度について

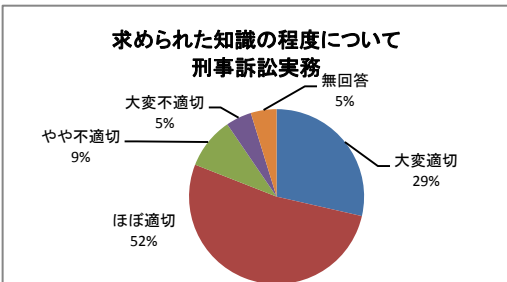
民事訴訟実務

|       |    |
|-------|----|
| 大変適切  | 15 |
| ほぼ適切  | 20 |
| やや不適切 | 3  |
| 大変不適切 | 1  |
| わからない | 1  |
| 無回答   | 2  |



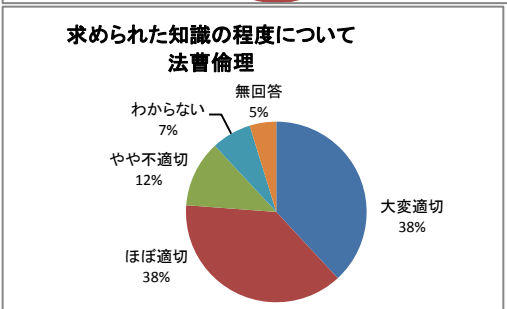
刑事訴訟実務

|       |    |
|-------|----|
| 大変適切  | 12 |
| ほぼ適切  | 22 |
| やや不適切 | 4  |
| 大変不適切 | 2  |
| わからない | 0  |
| 無回答   | 2  |



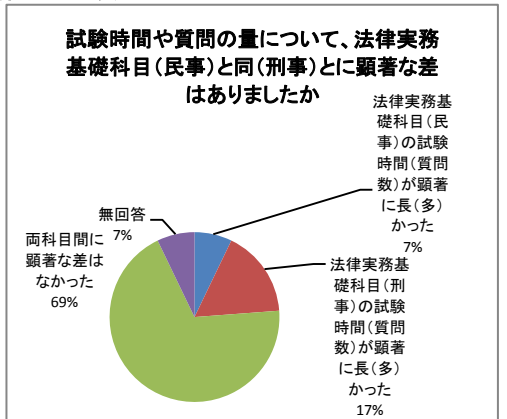
法曹倫理

|       |    |
|-------|----|
| 大変適切  | 16 |
| ほぼ適切  | 16 |
| やや不適切 | 5  |
| 大変不適切 | 0  |
| わからない | 3  |
| 無回答   | 2  |



(14) 試験時間や質問の量について、法律実務基礎科目(民事)と同(刑事)とに顕著な差はありましたか

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 法律実務基礎科目(民事)の試験時間(質問数)が顕著に長(多)かった | 3  |
| 法律実務基礎科目(刑事)の試験時間(質問数)が顕著に長(多)かった | 7  |
| 両科目間に顕著な差はなかった                    | 29 |
| 無回答                               | 3  |



(15) 今回の予備試験は、法科大学院課程修了者と同等の学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を有することを判定するためのものとして適切でしたか

|              |    |
|--------------|----|
| 適切だった        | 24 |
| 不適切だった(理由: ) | 5  |
| わからない        | 8  |
| その他( )       | 3  |
| 無回答          | 2  |

(不適切だった)

予備試験のほうが求められるものは多いと感じます

学部の勉強で足りた

ロー生がこれを解けるのでしょうか・・・。

法科大学院は試験科目以外にも力を入れる機関のはず。したがって試験のみで同等とはいえない。

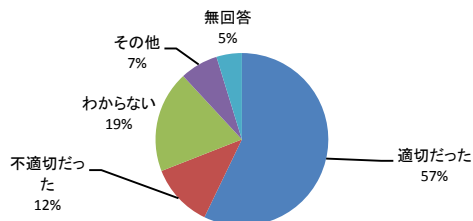
法科大学院課程修了レベルを超えている。

(その他)

適不適の評価はできないが、基本的な質問が大半だったように思う。  
(特に民事系)

明らかに法科大学院修了の人々よりはるかにレベルが高い。ロースクールでは最初の質問が答えられず、執行保全は何も答えられないと一般教養論文式は不要。その他論文式は適切。

今回の予備試験は、法科大学院課程修了者と同等の学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を有することを判定するためのものとして適切でしたか



(16) その他、試験内容についてご意見をお聞かせ下さい

口述試験は不要であると考えます。

知識の確認という側面から考えると、論文式試験において十分にそれを試されているので不要に思います。すると、法的議論をなす能力を試すことが口述試験特有の意義であると思われませんが、これは如何せん試験官の試験方法によって成果が左右されがちであるため、明確にこれを測定することができないように思えるからです。

仮にそれでも口述試験に特有の意義を見出すのであれば、試験時間を長くする、試験官が異なることにより生じる差を減らす何らかの工夫を施す、などの措置があるべきであると考えます。

旧司法試験のように大学卒業者には一般教養を免除すべき。

刑事については、「刑事実務科目」というよりは、「刑事系」といった方が適切であるように感じた。

手続や法曹倫理よりも、刑法の知識が一番重要な試験であるように思った。

一般教養は不要だと思います

難易度としては論文よりも易しいと感じた。ただし、知識があやふやな部分は何度も確認されたので、プレッシャーを感じた。

私の室が5番のときに、他の室は全員終了していたのは不公平感がある。

初日の刑事は容易に感じたが、二日目の民事は難しく感じた。民事は要件事実、民訴、民執保全、法曹倫理を一通りおさえることで一杯だが、ロースクールで必修でもない、民執、保全を実質的に論文合格から口述試験までの期間で頭に叩き込まれる負担は大きく、民執、保全は外すべきではないかと思う

口述試験は不要なのでは?と思います。コミュニケーション能力を試す目的であると聞きますが、ロースクールではコミュニケーション能力が足りていなくても論文が書ければ卒業できるので、あえて予備段階でコミュカを問う必要性は低いと思います。これと比して、2日間の拘束時間や労力はかなり大きく感じます。

毎年傾向がコロコロ変わるので把握しにくい。

民事→刑事。民事はもっと難しくても大丈夫だった。

受験生の感覚では、実体法の試験と実務科目の試験は明確に区別される実務科目としながら民法刑法の重い問題が中心の試験を行うのはふい打ちで妥当ではない。

2日目、午後刑事について、8番目の人が呼ばれているのに6番目はまだ待機していた。あまりにも部屋による差が大きく公平でないと感じた。

民事が初日と2日目とで難易度が全く異なる気がした。初日は要件事実の本に必ず書いてある物権的請求権、2日目は主要な本には書いてない請負でした。

刑事の承継的共犯のような判例の固まっていない分野の出題は少し酷だと思った。

過去問が法務省のホームページになく、入手するのに苦労した。過去問がある人となない人では大きく違うと思うので公平のため詳しく公表するべきではないか。

刑事は論文で出題されそうな問題を口頭で答えさせられただけで手続面がうすく感じた。

実務科目といいつつ、実質は実体法、刑訴法の通常の知識で対応すべきものが多い。それゆえ、この内容のままにするなら今後は口述の試験科目名を改めるべきである。

内容は適切だった。

実体法が多すぎると思いました。論文式で十分に実体法は問われているので、もう少し手続について問うべきかもしれないと思います。

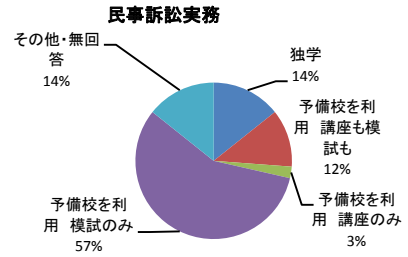
5 受験準備について

(17) 口述試験の受験準備として何をしましたか。○印をつけてお答え下さい。

民事訴訟実務

|                    |    |
|--------------------|----|
| 独学                 | 6  |
| 予備校を利用             | 30 |
| その他・無回答            | 6  |
| (予備校を利用)<br>講座も模試も | 5  |
| 講座のみ               | 1  |
| 模試のみ               | 24 |

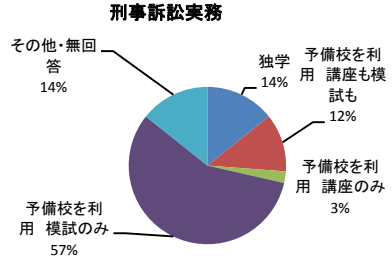
口述試験の受験準備として何をしましたか



刑事訴訟実務

|                    |    |
|--------------------|----|
| 独学                 | 6  |
| 予備校を利用             | 30 |
| その他・無回答            | 6  |
| (予備校を利用)<br>講座も模試も | 5  |
| 講座のみ               | 1  |
| 模試のみ               | 24 |

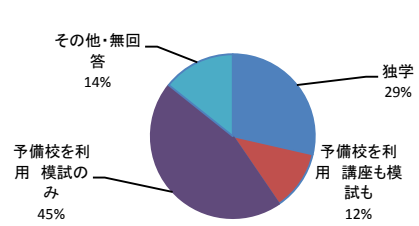
口述試験の受験準備として何をしましたか



法曹倫理

|                    |    |
|--------------------|----|
| 独学                 | 12 |
| 予備校を利用             | 24 |
| その他・無回答            | 6  |
| (予備校を利用)<br>講座も模試も | 5  |
| 模試のみ               | 19 |

口述試験の受験準備として何をしましたか



(18) 「予備校を利用」に○をつけた方へ。予備校での学習は役立ちましたか。また、回答の理由も教えて下さい。

ア 民事訴訟実務

|             |    |
|-------------|----|
| 大変役に立った     | 18 |
| 一部役に立った     | 10 |
| あまり役に立たなかった | 0  |
| 全く役に立たなかった  | 1  |
| 無回答         | 1  |

(大変役に立った)

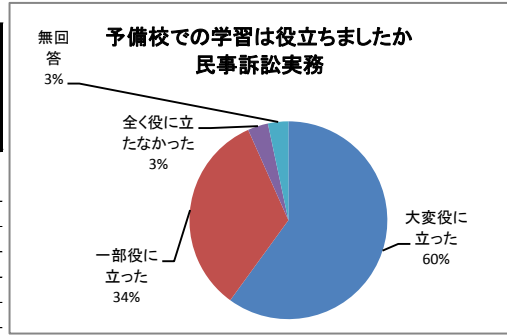
質問に立ち往生する経験ができた。周囲のレベルがわかった。  
 訴訟物や請求の趣旨など、口頭で答える良い機会になった。  
 独自に類型別等を理解し、記憶することは難しい。  
 緊張感を味わえた点  
 アプトブットして初めて気付く問題点もあるから。  
 口述を受けたことがなかったため、役に立った。  
 口述模試を利用したことで感覚をつかめて良かった。  
 模試をやって、本番の雰囲気が変わった。  
 他に教材が少ないから。  
 傾向がよく分かった。

(一部役に立った)

緊張が解けた  
 口述の雰囲気がわかった  
 模試で雰囲気が掴めた  
 口述模試を受け、口述の内容を体感するという意味でとても役に立った。  
 理由:本番のイメージをつけることができたし、対策の指針を立てることができたから  
 効率的なインプットに役立った。

(全く役に立たなかった)

口述形式の試験についていい経験になったが、出題内容は本番と大きく違った  
 訊かれたことが典型的で答えられたし、模試は優しい方だった



イ 刑事訴訟実務

|             |    |
|-------------|----|
| 大変役に立った     | 15 |
| 一部役に立った     | 12 |
| あまり役に立たなかった | 2  |
| 全く役に立たなかった  | 0  |
| 無回答         | 1  |

(大変役に立った)

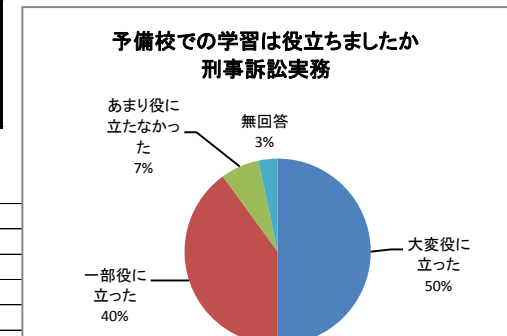
質問に立ち往生する経験ができた。周囲のレベルがわかった。  
 事後強盗が出た  
 大変役に立った(緊張感を味わえた点  
 アプトブットして初めて気付く問題点もあるから。  
 口述模試を利用したことで感覚をつかめて良かった。  
 模試をやって、本番の雰囲気が変わった。  
 他に教材が少ないから。

(一部役に立った)

緊張が解けた  
 口述の雰囲気がわかった  
 刑事訴訟法の知識の確認になった  
 刑訴の知識の中で特にどこの辺りが重要か明らかに。  
 一部役にたった (理由:本番のイメージをつけることができたし、対策の指針を立てることができたから  
 効率的なインプットに役立った。  
 一部役に立った(口述形式の試験についていい経験になったが、出題内容は本番と大きく違った  
 傾向がよく分かった。

(あまり役に立たなかった)

模試は時間が11分であったし、試験官が優しい方だった



ウ 法曹倫理

|             |    |
|-------------|----|
| 大変役に立った     | 12 |
| 一部役に立った     | 10 |
| あまり役に立たなかった | 1  |
| 全く役に立たなかった  | 0  |
| 無回答         | 1  |

(大変役に立った)

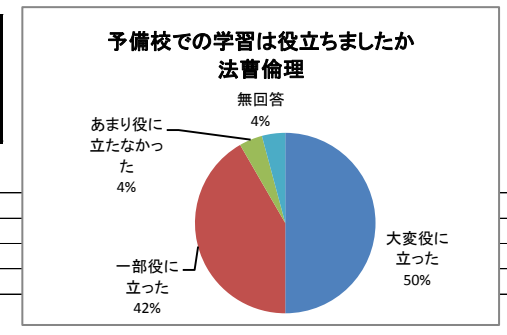
質問に立ち往生する経験ができた。周囲のレベルがわかった。  
 職務基本規定の具体的なあてはめの練習を自力ではできない。  
 アプトブットして初めて気付く問題点もあるから。  
 口述模試を利用したことで感覚をつかめて良かった。  
 模試をやって、本番の雰囲気が変わった。

(一部役に立った)

緊張が解けた  
 本番のイメージをつけることができたし、対策の指針を立てることができたから  
 口述形式の試験についていい経験になったが、出題内容は本番と大きく違った  
 傾向がよく分かった。

(あまり役に立たなかった)

細かい条文の知識を問う質問だったから。  
 準備していたところとは違うところが問題となっていた





(19) 「その他」に○をつけた方へ。具体的にはどのような受験準備をおこないましたか。利用した書籍名等を教えてください。

**ア 民事訴訟実務**

他の受験生と模擬口述試験を実施しました。  
 ロースクールの授業  
 いわゆる白表紙教材等を読む 類型別30講, 民事訴訟実務の基礎  
 民事訴訟実務の基礎  
 LEC実務基礎攻略テキスト  
 大島「完全講義民事実務・・・」  
 「民事訴訟第一審手続の解説」「紛争類型別の要件事実」  
 ロースクールで授業を受けました。  
 法科大学院での授業を真剣に受ける  
 関連書籍等 大学での指導口述過去問(旧試)  
 ロースクールのノート  
 ローの授業  
 法科大学院の教授にゼミをしていただいた LECの実務テキスト  
 法科大学院での授業民事訴訟第一審手続の解説翻問研、類型別  
 「四訂民事訴訟第一審手続の解説」「新問題研究要件事実」「改訂紛争類型別の要件事実」  
 ロースクール

**イ 刑事訴訟実務**

他の受験生と模擬口述試験を実施しました。  
 ロースクールの授業  
 いわゆる白表紙教材等を読む 検察講義案, 一審公判手続の解説  
 刑事訴訟実務の基礎  
 LEC実務基礎攻略テキスト  
 前田「刑事訴訟実務の基礎」  
 辰巳の「実務基礎ハンドブック」  
 ロースクールで授業を受けました。  
 法科大学院での授業を真剣に受ける  
 関連書籍等 大学での指導 口述過去問(旧試)  
 ロースクールのノート  
 ローの授業  
 法科大学院の教授にゼミをしていただいた LECの実務テキスト  
 法科大学院での授業 刑事第一審公判手続の概要  
 「検察講義案」「刑事第一審公判手続の概要」  
 ロースクール

**ウ 法曹倫理**

他の受験生と模擬口述試験を実施しました。  
 ロースクールの授業  
 法曹倫理(竹中?)  
 LEC実務基礎攻略テキスト  
 「実務基礎ハンドブック」  
 ロースクールで授業を受けました。  
 法科大学院での授業を真剣に受ける  
 関連書籍等 大学での指導 民事法研究会・高中正彦「法曹倫理」  
 ロースクールのノート  
 ローの授業 弁護士倫理補訂版(慈学社)  
 法科大学院の教授にゼミをしていただいた LECの実務テキスト  
 法科大学院での授業 法曹の倫理[第2版](森際康友編)  
 ロースクール

**6 審査委員について**

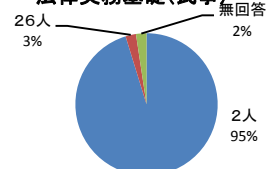
(20) 審査委員の人数は何人でしたか

法律実務基礎(民事)

|     |    |
|-----|----|
| 2人  | 40 |
| 26人 | 1  |
| 無回答 | 1  |

審査委員の人数は何人でしたか

法律実務基礎(民事)

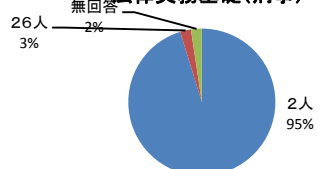


法律実務基礎(刑事)

|     |    |
|-----|----|
| 2人  | 40 |
| 26人 | 1  |
| 無回答 | 1  |

審査委員の人数は何人でしたか

法律実務基礎(刑事)



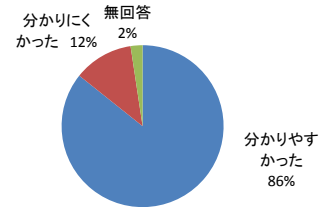
(21) 審査委員の質問の趣旨は分かりやすいものでしたか

|               |    |
|---------------|----|
| 分かりやすかった      | 36 |
| 分かりにくかった(内容 ) | 5  |
| 無回答           | 1  |

(分かりにくかった)

刑事は解りやすかったが、民事は問題文を繰り返すだけで、誘導が全くなかった。  
 分かりやすかった(刑事)  
 分かりにくかった(民事 理由:私の知識不足かもしれませんが、質問の意図が分かりにくかった。)

審査委員の質問の趣旨は分かりやすいものでしたか



7 試験会場等について

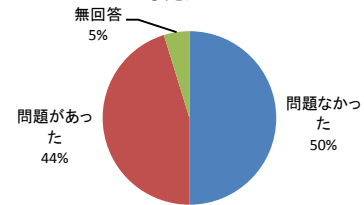
(22) 試験会場の設備等に問題はありませんでしたか

|             |    |
|-------------|----|
| 問題なかった      | 21 |
| 問題があった(内容 ) | 19 |
| 無回答         | 2  |

(問題があった)

都心部から遠く駅からも遠い。  
 交通の便があまり良くない。  
 台風の時に京葉線は・・・  
 椅子に座って待っている時間が長かった。  
 飲み物の販売機を停止する意味がわからない。  
 とおい  
 トイレの個数が少ない。長時間のパイプイスは辛い。  
 体育館で長時間待たされたが、とても寒かった。  
 「発射台」での待機中、トイレが1つしかなく、待たされてしまうので改善すべきと思います。  
 ディズニーランド30周年でホテル予約が困難だった。交通の便も悪いので、場所を変えてほしいです。  
 二日目は建物の外で待たされた。12時までに受付しないと受験できないとされているのだから、早めに到着する受験生の気持ちを考えてほしい。  
 (1初日は雨で身体が濡れた影響もあり、体育館内がとても寒く体調を崩してしまった。(2新浦安は遠いです。とても寒かったのと、午前組は終わった後の拘束時間が長すぎました。

試験会場の設備等に問題はありませんでしたか



(23) 試験監督・口述試験に関する事前案内等についてご意見をお聞かせください

初日に台風が接近しており、当日早朝に予定通り実施の旨のアナウンスがHPであった。できれば前日までに、アナウンスを予定している旨の予告があった方が良かったと思います。  
 非常に些末なことですが、試験の説明において、配布されたストラップが○-△であるとき、それは○室△番を意味する、ということの説明をするときに、その例として、「例えば、1-(1)は、1室1番という意味です」という説明がなされていたが、これは、二つ存在する数字の区別をすることができない例示であり、不適切だと思います。すなわち、例としては、「3-(4)は3室4番という意味です」など、室数と番数と異なる番号を挙げなければならないと思います。  
 わかりやすかったです。  
 最初の部屋における飲食の可否がわかりにくかったのでより周知していただけるとありがたいです。  
 ハガキの地図が全く役に立たなかった。  
 もう少し早く午前か午後か教えてほしい。  
 特になし。  
 試験の集合時間の通知は論文の結果発表後、遅滞なく行っていただきたい。宿の手配が間に合わない。台風による延期の有無を早めに発表してほしい。  
 特に問題ありませんでした。  
 丁寧な印象をもった。  
 通知はがきに試験期日として、10月27日(日)午前—法律実務基礎民事、10月26日(度)午前—法律実務基礎刑事と記載されていた。1日目午前が民事と勘違いし、前日は民事の勉強ばかりしていた。表記を改めるべき。  
 スムーズで良かったが、待ち時間が長かった。  
 口述試験の試験科目は「民法及び民事実務」「刑法及び刑事実務」と表記してほしい。  
 受験票をもっと早く郵送してほしい。(4、5日前に届きました)  
 もっと早く午前か午後か教えてほしいです。(ホテルをとるかどうかが変わるので)直前にホテルを探すと、5時間位かかりました。(どこもいっぱい1泊5万~のところしかあてなかった)  
 遠方からの受験はコストがかかるので、東京以外にも複数の会場を用意して欲しい。  
 監督により、穏和な人とそうでない人がいる。一律な態度で臨むように欲しい。  
 特に不満なし。  
 試験前、中、後、いずれも和やかに感じた。  
 今年からスリッパは不要になったが、その旨を受験票等に明記してほしい。  
 試験監督は良かった。

8 その他、予備試験についてご意見がありましたらお聞かせください

口述試験以外の予備試験の制度については、現行のものが適切であると考えます(したがって、予備試験において現在の司法試験の選択科目が追加されるべきでないと考えます)。  
 法科大学院卒業レベルと同程度の試験にすべき。  
 論文試験にはない緊張感があり達成感もひとしおなので通過儀礼として口述試験はあった方がいいと思います。  
 もっと、社会人が受けられる試験となって欲しいと思いました。  
 今後も合格者を拡大して法曹への道を開いて欲しい。  
 口述試験に不合格だった場合の、次年度の論文、短答式を免除してほしい。  
 出題される問題によって、不公平な感があった。特に民事。  
 日本全国から千葉県に集まって、2日間拘束されるのに対し、実質的な試験時間は1時間未満で、かつ、合格率9割以上の口述試験を行う必要があるのか、費用対効果の点で強い疑問を感じます。本試験を担当と論文を別の日にして、短答試験を足切りとすれば、予備試験はそもそも必要ないと考えます。旧司法試験との違いを出すために、本来不必要な制約が新司法試験につけられているように感じます。(法科大学院修了生のみ受験可、5年で3回の受験制限など)  
 そもそも口述は本当に必要ですか？出願から9ヶ月も経って切られる可能性があるのはどうでしょうか？

5月に択一を受け、7月の論文を受け、10月末に口述を受け、と半年間に渡って試験が続くのはいい制度とは思わない。口述から司法試験まで6か月半ほどしかなく、司法試験対策を十分に行うには、9月の頭あたり口述をするとかしてほしい。

学校によるのかもしれませんが、私の通うロースクールでは予備試験合格による(受験資格以外の事実上の)メリットが広くは認識されていません。就活に有利になるということが有名になれば、ロー生の受験者はずっと増えるのではないかと思います。ただ、学部生で予備合格の方は優秀！と言えると思いますが、ロースクール3年で予備合格者が優秀とは一概に言えないと思いますので、「予備合格」をひたくり就職の考慮要素と扱っている点は少し疑問です。ロー3年は受けた者勝ちだといえ、TOEICなどと同じ感覚で受けるロー生が増加し、本来のターゲット層が合格しうる余地が減って行ってしまうのではないかと思います。ちなみに私は、本試験の模試感覚で受けました。上記メリットについては論文合格後に知ったのですが仮に本当にメリットがあるのだとすれば、絶対受けますし、後輩にもすすめると思います。私が言うのも変な話ですが、予備試験制度の本来の目的達成のためには、ロー3年は受験できないとするか、合格しても何の利益も生まれないように運用がされるべきだと思います。ただし、本試験の練習として、ものすごく得るものが大きかったので、受けて良かったというのが正直な感想です。

ロースクールH22年卒業後、H22、23、24と新司法試験で短答上位3%に入ったにもかかわらず、論文各科目30点台で不合格となりました。その直後の予備試験で論文一発合格するのは明らかにおかしいです。回数制限により来年は司法試験を受験できません。司法試験はロースクールの利権で合否を決めている不正な試験だと確信しています。(他に同様の例あり)

合格者の若年化男子偏重が顕著すぎる。

「ロースクール卒業能力証明試験」なのであれば、ロースクールの卒業要件に予備試験の合格を求めたらよいと思います。(もちろん本気ではありません)

予備試験は若い人の「近道」又は「飛び級」の制度となっている。それを認めるにしても、「試験だけでできれば良い」という流れは作るべきではない。法曹は社会生活の一般人の感覚を理解共有すべき職である。よって一般教養含む試験科目以外の勉強を軽じたもの、公益刑事の副査のメモをとる音が「シャラシャラ」とうるさく、かなりじゃまだった。もっと受験生に配慮して欲しいと思った。

予備試験が想定している「法科大学院課程修了でベル」は実際は法科大学院生の平均的なレベルと比べてかなり高くなっているように思います。そのため、合格者を増やすなどして、両制度のバランスをとったほうが良いと思います。

一般教養はいらないと思います。(短答も論文も)

短答試験の試験日から、最終合格発表日までが長過ぎるように思います。

一般教養科目を課す意義は小さいと思う。論文と口述の間は1~2カ月くらいで調度良い。

一般教養科目の論文は、字数制限をもう少し多めにしたい。

口述試験は廃止すべきではないでしょうか。

法科大学院では、授業中に指名されても沈黙し続けたり、あるいは「わかりません」を連発していても、小テストや定期試験の点数を合算して60点を超えていれば「可」をそろえて卒業することが可能です。

富裕層の子弟は、沈黙し続けたり「わかりません」を連発していても法科大学院を利用して司法試験の受験資格を得ることができるのに、貧困層の出身者は緊張して頭が真っ白になってしまうタイプだというだけで択一や論文の成績が良くても司法試験の受験資格を手に入れることができなくなってしまう現行制度は、おかしいと思います。

予備試験は、法科大学院修了生と「同等」の能力を有するかどうかを判定する試験だったはず。上記の沈黙し続けたり「わかりません」を連発しているロースクール生は絶対に予備試験の論文試験に受かる能力がないのに無事に卒業して司法試験の受験資格を得ている以上、予備試験の論文試験に合格した人を口述試験で不合格にすることは、上記の予備試験の趣旨に反しているように感じます。

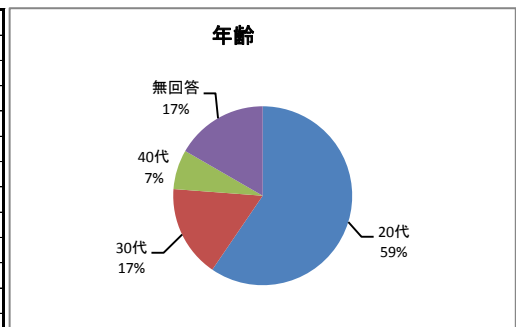
ロースクールに通える富裕層の子供と貧困層出身者とが公平に司法試験の受験資格を得ることができるように、口述試験を廃止して頂きたいです。

試験会場をもっと台風のとときでも自信をもってたどりつけるだろうという場所にしていたらと思いました。

## 9 経歴等について

### ①年齢

|     |    |
|-----|----|
| 21歳 | 1  |
| 22歳 | 5  |
| 23歳 | 6  |
| 24歳 | 10 |
| 25歳 | 3  |
| 30歳 | 1  |
| 35歳 | 4  |
| 36歳 | 1  |
| 39歳 | 1  |
| 40歳 | 1  |
| 41歳 | 1  |
| 42歳 | 1  |
| 無回答 | 7  |



### ②最終学歴

|          |    |
|----------|----|
| 大学在学中    | 5  |
| 大学卒業     | 1  |
| 法科大学院在学中 | 23 |
| 法科大学院卒業  | 5  |
| 無回答      | 8  |

(大学在学中)

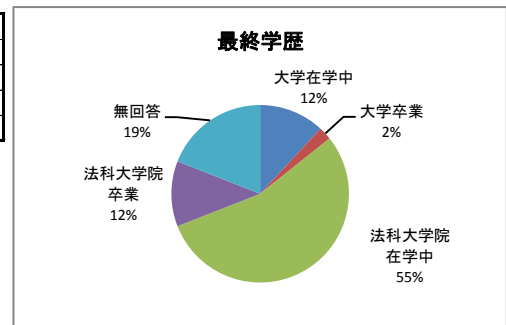
- 東京大学文学部在学中 4年次生
- 日本大学法学部在学中 4年次生
- 慶應義塾大学法学部在学中 4年次生
- 中央大学法学部在学中 4年次生
- 京都大学法学部在学中 4年次生

(大学卒業)

- 名古屋大学法学部卒業 平成17年卒

(法科大学院在学中)

- 東京大学法科大学院在学中 既修1年目
- 東京大学法科大学院在学中 既修2年目
- 東京大学法科大学院在学中 既修2年目
- 東京大学法科大学院在学中 既修2年目
- 東京大学法科大学院在学中 既修1年目
- 東京大学法科大学院在学中 2年目(未修・既修は無記入)
- 中央大学法科大学院在学中 未修2年目
- 中央大学法科大学院在学中 既修2年目
- 中央大学法科大学院 既習2年目



京都法科大学院在学中 既修 2年目  
 京都大学法科大学院在学中 既修2年目  
 慶應義塾大学法科大学院在学中 既修 1年目  
 慶應義塾大学法科大学院在学中 既修 1年目  
 明治大学法科大学院在学中 既修 2年目  
 北海道大学法科大学院在学中 既修2年目  
 東洋大学法科大学院在学中 既修 1年目  
 大阪学院大学法科大学院在学中 既修 2年目  
 神戸法科大学院在学中 既修 1年目  
 上智大学法科大学院在学中 未修 3年目  
 一橋大学法科大学院在学中 既修 2年目  
 (学校名無記入)法科大学院在学中 既修 2年目  
 (学校名無記入)法科大学院在学中 既修 2年目  
 (学校名無記入)法科大学院在学中 既修 2年目  
 法政法科大学院 未修 平成22年修了  
 中京法科大学院 未修 卒業 卒業年度:平成20年  
 大阪学院大学法科大学院 未修 卒業 卒業年度:平成22年  
 法政大学法科大学院 既修 卒業 卒業年度:平成19年  
 北海道大学法科大学院 既修 卒業 卒業年度:平成21年卒

③現在、お仕事はされていますか。

|     |    |
|-----|----|
| はい  | 8  |
| いいえ | 29 |
| 無回答 | 5  |

④職業

|      |   |
|------|---|
| 会社員  | 1 |
| 公務員  | 3 |
| 関連士業 | 1 |
| 資格職  | 0 |
| 自営   | 1 |
| その他  | 2 |

(会社員)

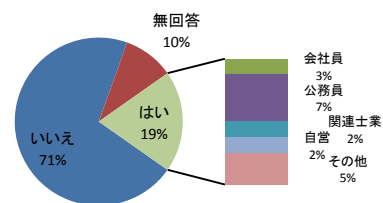
法律事務所事務員

(その他)

法律事務職員

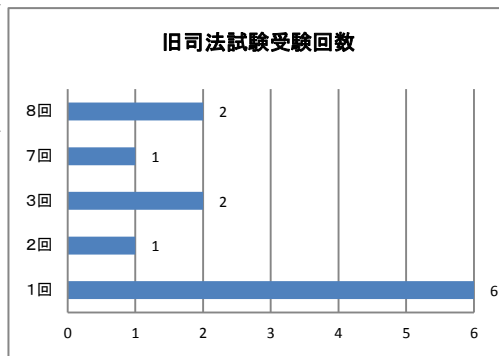
伊藤塾スタッフ

現在、お仕事はされていますか。



⑤旧司法試験受験回数

|    |   |
|----|---|
| 1回 | 6 |
| 2回 | 1 |
| 3回 | 2 |
| 7回 | 1 |
| 8回 | 2 |

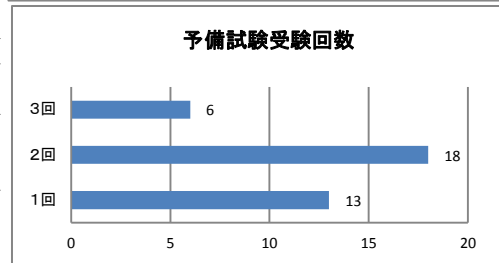


新司法試験受験回数

|    |   |
|----|---|
| 3回 | 6 |
|----|---|

予備試験受験回数

|    |    |
|----|----|
| 1回 | 13 |
| 2回 | 18 |
| 3回 | 6  |



⑥⑤で予備試験の受験回数を「1回」とお答えにならなかった方に伺います。今回の試験と以前の試験を比べて、なにか差異がありましたか。

- \_\_\_\_\_ ありません。
- \_\_\_\_\_ 変わらないと思います。
- \_\_\_\_\_ 特段無し。
- \_\_\_\_\_ とくに差異はない。
- \_\_\_\_\_ 以前受験していなかった人が、相当数今年は受験していると思います。
- \_\_\_\_\_ 特に差異はなかった。
- \_\_\_\_\_ 特になし。
- \_\_\_\_\_ 差異は特にありませんでした。
- \_\_\_\_\_ 特になし。
- \_\_\_\_\_ 1回目は初学者の頃に記念受験したのみであったので、全く不明(記憶なし)。
- \_\_\_\_\_ 特に差異は感じなかった。
- \_\_\_\_\_ 論文の問題が普通になった。口述は初めてなのでわかりません。
- \_\_\_\_\_ ない。
- \_\_\_\_\_ 特にありませんでした。
- \_\_\_\_\_ 憲法以外、基本から考えさせられるよい出題だったと思う。
- \_\_\_\_\_ 特段の差異は感じませんでした。
- \_\_\_\_\_ 特になし。
- \_\_\_\_\_ 特に。
- \_\_\_\_\_ 口述について、実体法の基本的事項を問う傾向が年々強まっているように思います。(過去の再現と比較すれば分かります。)
- \_\_\_\_\_ 特になかったです。